

柿田公園及び里緑地指定管理者募集要項

柿田公園及び里緑地（以下「柿田公園ほか」という。）の管理を効果的かつ効率的に行い、公園管理事務所を公園管理並びに市民の環境学習と環境活動の推進の向上を図る拠点として利用するため、地方自治法第244条の2及び安城市都市公園条例（昭和52年安城市条例第38号）第18条の規定に基づき、柿田公園ほかの管理運営を行う団体（以下「指定管理者」という。）を募集する。

1 対象施設

(1) 名称

柿田公園、里緑地（別紙1平面図参照）

(2) 所在地

ア 柿田公園 安城市里町4丁目4番地

イ 里緑地 安城市里町4丁目2番地30

(3) 施設概要

ア 指定管理区域 3.6ha（別紙1平面図参照）

イ 主要施設 公園管理事務所（鉄筋コンクリート造平屋建188㎡）
遊具、駐車場、トイレ、水景施設（別紙1平面図参照）

2 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者が行う業務

- (1) 柿田公園ほかの利用に関する業務
- (2) 柿田公園ほかの施設の維持管理に関する業務
- (3) 公園グラウンドの団体利用の受付及び補助に関する業務
- (4) 環境学習等の運営に関する業務
- (5) 市民及び環境団体等の環境活動を促進する業務
- (6) 上記(1)～(5)に付随する業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

別紙2「柿田公園及び里緑地管理運営業務仕様書」のとおり

(2) 休館日

別紙2「柿田公園及び里緑地管理運営業務仕様書」のとおり

(3) 関係法令の遵守及び柿田公園ほかの設置目的に沿った管理

条例等関係法令を遵守し、柿田公園ほかの設置目的に沿った適切な管理を行うこと。

(4) 組織体制

管理業務を遂行するにあたり、必要に応じて有資格者を配置するとともに、十分な能力を持つ職員を確保し、業務に支障のない組織体制を整えること。

(5) 公平性、安全性の確保

施設の利用にあたっては、公園施設を利用する者の公平性、安全性を確保すること。

(6) 個人情報の取扱

別紙3「公の施設の管理運営における個人情報取扱注意事項」に従うこと。

5 指定管理料

指定管理料は、施設の管理運営及び指定事業に係る支出から、施設の利用料金等の収入を差し引いた額とする。(指定事業とは、自主財源で行う自主事業以外の事業を指す。)

消費税率については全期間を通じて10%で計算すること。なお、税制度の変更により消費税率の変更があった場合は、指定管理者と協議のうえ、指定管理料を増減します。

指定管理料の金額及びその支払方法については、会計年度ごとに締結する協定で定める。

6 指定管理料の上限金額

指定管理料の上限額は、166,063千円(5年間合計・税込み)とする。提案額がこの金額を超えた場合は、一次審査において欠格となる。

7 応募資格

指定期間中、柿田公園ほかの管理運営を安全かつ円滑に実施できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)、もしくは複数(2団体以上)の法人又は団体が共同して管理を行う組織(以下「共同企業体等」という。)とする。

団体の場合、法人格は必ずしも必要としないが、個人での応募及び次の各号に該当する法人等は応募することはできない。

なお、単独で応募する法人等は、グループの構成員となることはできない。また、複数のグループにおいて、同時に構成員となることもできない。

共同企業体等の応募については「柿田公園及び里緑地指定管理者の共同企業体

届出要項」を別途確認すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人等
- (2) 安城市から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等
- (3) 安城市から指名停止を受けている期間中の法人等
- (4) 国税、愛知県税及び安城市税を滞納している法人等
- (5) 会社更生法、民事再生法の手続について申し立てがなされ、この手続が終了していない法人等
- (6) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等
安城市指定管理者選定委員会の委員
- (7) 別紙4「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月30日付け安城市長・安城市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結)に基づく排除措置の対象となる法人等
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の法定雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金を滞納している法人等(同法に基づく障害者雇用義務の対象となる法人等のみ)

8 提出書類

指定管理者指定申請書(様式第1)に以下の書類を添付して提出すること。また、提出書類はすべてA4サイズで作成すること。複数(2団体以上)の法人又は団体が共同して管理を行うもの(共同企業体)として申請をする場合は、(3)から(9)まで及び(11)の書類を法人等毎に提出すること。

なお、提出書類について安城市情報公開条例(平成12年安城市条例第49号)第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名、経歴等の個人情報に該当するものを除き原則として開示することとなります。ただし、法人その他の団体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するものは不開示となる場合があるため、これに該当する部分があるときは、不開示としてほしい項目及びその項目ごとの具体的な理由(どのような根拠で、どのような権利利益が害されるか等)を、企画提案書の提出時に、書面により申し出てください。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがあります。

- (1) 事業計画書(別添参考様式1参照)

- (2) 施設の管理に関する業務の令和13年度までの各年度の柿田公園及び里緑地管理運営に係る収支予算書(別添参考様式2参照)
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(申請前3カ月以内に取得したもの)
- (5) 役員氏名等届出書(別添参考様式3)
- (6) 法人等の令和8年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- (7) 法人等(令和8年度に設立された法人等を除く。)の直近の事業年度における事業報告書等及び直近3事業年度における収支計算書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- (8) 納税証明書(国税、愛知県税及び安城市税それぞれについて、未納がないことの証明。非課税である場合は、その旨の証明。申請前3カ月以内に取得したもの。納税義務がない場合は、納税義務がないことの申出書(別添参考様式7))
- (9) 障害者雇用納付金を納付していることが証明される書類(障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が未達成の場合のみ)
- (10) 共同企業体として申請をする場合は下記ア～ウの書類
 - ア 柿田公園及び里緑地指定管理者共同企業体届出書(別添参考様式4)
 - イ 委任状及び使用印鑑届(別添参考様式5)
 - ウ 柿田公園及び里緑地指定管理者共同企業体協定書の写し(別添参考様式6)
- (11) 会社の概要が分かるパンフレット等
- (12) 暴力団排除に係る誓約事項

9 提出部数

提出部数は各書類とも、紙媒体による原本1部とそのコピー14部の計15部とする。(インデックスを付け、フラットファイルへ閉じること。)

なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。

10 募集要項の配布

安城市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

指定管理者制度

<https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/gyokaku/siteikanrisha.html>

1 1 募集方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類を添えて受付期間内に窓口を持参すること。(事故防止のため郵送による受付は行わない。)

(1) 受付期間

令和8年8月19日(水)から令和8年8月26日(水)
午前9時から午後4時まで。ただし、土・日曜日は除く。

(2) 受付場所

安城市役所都市整備部公園緑地課公園計画係
〒446-8501 安城市桜町18番23号
電話：0566-71-2244

1 2 施設の視察及び説明会の開催

柿田公園ほかの視察及び応募方法、提出書類などについて説明会を開催する。参加人数は1法人等につき2人までとし、法人等の名称及び参加者氏名等を様式第2「柿田公園及び里緑地指定管理者募集に関する施設説明会参加申込書」にて令和8年7月29日(水)午後4時までにメールまたはFAXで提出すること。

なお、応募する法人等は説明会への出席(共同企業体においては代表企業の出席)を条件とする。

(1) 開催日時

令和8年8月4日(火)午前10時から1時間程度
令和8年8月5日(水)午前10時から1時間程度

(2) 開催場所

安城市北部公民館 研修室

(3) 連絡先

安城市役所都市整備部公園緑地課公園計画係
電話：0566-71-2244 FAX：0566-76-0066
E-Mail：koen@city.anjo.lg.jp

(4) 質問事項

施設管理や募集要項等に対する質問がある場合は、様式第3「柿田公園及び里緑地指定管理者募集に関する質問票」を令和8年7月29日(水)午後4時までにメールまたはFAXで提出すること。回答は説明会等で行う。なお、質

問及び回答の内容は説明会参加者全員で共有し、市が必要と判断した場合は、HP等において公表する場合がある。また、電話等による個別の質問は受け付けない。

1.3 選定方法

- (1) 書面等による一次審査の後、安城市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書面及び面接による二次審査により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (2) 一次審査を通過した応募者のみが、二次審査の対象となる。
- (3) 二次審査の開催日時については、10月上旬から中旬に予定する。
- (4) 二次審査における選定方法については、別紙5「選定委員会における指定管理者の候補者選定方法」のとおりとする。なお、優先交渉権者が指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理者とすることができない事情が生じたときは、次点交渉権者を候補者として選定できるものとする。

1.4 選定基準

(1) 一次審査

下記ア～ウの条件を満たさない場合は、欠格とする。

ア 申請書類がすべて揃っていて、内容においても不備がないこと

イ 本要項「7 応募資格」に掲げる（1）から（8）までの要件に該当しないこと

ウ 提案額が市の設定する上限額を超えていないこと

(2) 二次審査

別紙6「柿田公園及び里緑地指定管理者選定基準書」のとおり

1.5 選定結果の通知及び公表

選定後応募者全員に通知する。同時に選定結果を市HP等で公表する。すべての応募者の名称を公表する。

1.6 選定審査対象外

次の要件に該当する場合は、欠格とし、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反または著しく逸脱したとき。
- (3) 本件応募について、選定委員会委員又は本市職員に対して、不適切な接触の事実が認められたとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

1 7 協定の締結

指定管理者として指定の議決を受けた法人等は、安城市と協議を行い、基本協定及び年度協定を締結する。翌年度以降は、年度協定を毎年締結する。

1 8 問い合わせ先

安城市役所都市整備部公園緑地課公園計画係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話：0566-71-2244 FAX：0566-76-0066